

平成28年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

目次



I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	1
II	貸付条件の改正（福祉貸付事業）	2
III	貸付条件の改正（医療貸付事業）	11
IV	貸付制度の見直し（福祉・医療貸付事業）	21



I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		平成27年度 予算額	平成28年度 予算額	対前年度	
				増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	2,865	2,999	134	4.7%
	資金交付	2,864	3,103	239	8.3%
医療貸付	貸付契約	1,321	1,377	56	4.2%
	資金交付	1,468	1,444	▲24	▲1.6%
合 計	貸付契約	4,186	4,376	190	4.5%
	資金交付	4,332	4,547	215	5.0%

II 貸付条件の改正（福祉貸付事業）《平成28年度から適用》

◎ 新規（拡充）事項

- (1) 都市部における民有地等の借地を利用した介護施設の整備に係る優遇融資
 - ① 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資〔土地取得資金〕
 - ② 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する融資〔設置・整備資金〕

◎ 継続事項

- (2) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長
- (3) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長
- (4) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇融資
- (5) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇融資
- (6) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇融資
- (7) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

◎ 新規（拡充）事項

（１）都市部における民有地等の借地を利用した介護施設の整備に係る優遇融資

① 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資【土地取得資金】

平成27年度から都市部における民有地や公有地の借地を利用する介護施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金について、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて整備を行う場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、融資率を引き上げる優遇融資を実施しています。

今般、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部における介護施設の整備を加速化させる観点から、国有地をより積極的に活用することとされたため、機構の融資についても、従前の融資率の引き上げなどに加えて、貸付利率を引き下げる優遇融資を実施します。

≪優遇融資の対象事業≫

次に掲げる介護施設であって、地域医療介護総合確保基金や都道府県等からの補助を受けて整備する事業が対象

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、複合型サービス福祉事業所 など

≪優遇融資の内容≫

※ 太字下線部分を拡充

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	90% ≪ 取扱期間は平成37年度まで ≫	同 左	70~80%
貸付利率	—	<u>当初10年間基準金利▲0.5%</u> (11年目以降は通常利率) ≪ 取扱期間は平成32年度まで ≫ <small>貸付利率の優遇融資は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県で整備する場合があります。</small>	基準金利 ~基準金利+0.5% (通常利率)

② 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する融資【設置・整備資金】

平成24年度から都市部における介護施設の整備を促進する観点から、国有地、公有地及び私有地の借地を利用した施設整備に対して、融資率及び償還期間等を優遇する融資を実施しています。

今般、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部における介護施設の整備を加速化させる観点から、国有地をより積極的に活用することとされたため、機構の融資についても、従前の優遇融資の対象地域に「福岡県」を追加します。

※ 太字下線部分を拡充

≪優遇融資の対象事業≫

対象施設	対象地域
貸付対象施設と同じ (単独型の有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県又は指定都市若しくは中核市 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県

≪優遇融資の内容≫

区分	【優遇融資】	(参考) 通常の融資制度
融資率	90%	70~80%
償還期間(据置期間)	30年以内(3年以内)	20~30年以内(2~3年以内)
融資限度額	担保評価額×90%	担保評価額×70%

※ 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階建以上である場合に限りです。



(2) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

《取扱期間》
平成32年度まで

老朽民間社会福祉施設の整備については、厚生労働省において、5か年計画により整備を行っており、当該整備に係る国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備に係る機構の融資を無利子とする優遇融資を実施しています。

今般、厚生労働省において、老朽民間社会福祉施設の整備に係る国庫補助を優先的に行うとする年次計画を平成28年度から平成32年度までの5年間に延長したことから、機構の融資についても、当該整備につき、国の補助（養護老人ホームは国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）がある場合にあっては、無利子とする優遇融資の期間を延長します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	【 現 行 】	【 改正後 】
無利子貸付の措置期間の延長	昭和42年度から平成27年度まで	昭和42年度から 平成32年度まで

※ 国又は都道府県等からの補助を受けたものに限りません。

(3) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の 移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

《取扱期間》
平成32年度まで

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、厚生労働省において、5か年計画により整備を行っており、当該整備に係る国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備に係る機構の融資を無利子とする優遇融資を実施しています。

今般、厚生労働省において、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備に係る国庫補助を優先的に行うとする年次計画を平成28年度から平成32年度までの5年間に延長したことから、機構の融資についても、当該整備につき、国の補助（養護老人ホームは国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）がある場合にあっては、無利子とする優遇融資の期間を延長します。

※ **太字下線部分を変更**

区 分	【 現 行 】	【 改正後 】
無利子貸付の 措置期間の延長	昭和62年度から平成27年度まで	昭和62年度から 平成32年度まで

※ 国又は都道府県等からの補助を受けたものに限りです。

(4) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

社会福祉施設等の耐震化整備については、平成21年度補正予算において社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などを都道府県に設け、その整備を促進するとともに、当該整備に係る機構の融資については、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施しています。

当該基金等については、平成26年度をもって終期とされていますが、『国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日閣議決定）』により、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに94.5%（平成24年度実績は84%）とすることを目標に設定したところです。

これを受けて、平成28年度においても、当該整備につき、国又は都道府県等の補助がある場合にあっては、引き続き、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	90%	同 左	70~80%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利▲0.5% (6年目以降) 基準金利同率~ 基準金利+0.5%		基準金利同率~ 基準金利+0.5%
取扱期間	平成27年度まで	<u>平成28年度まで</u>	—

※ 国又は都道府県等からの補助を受けた入所施設に限ります。

(5) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

社会福祉施設等の防火対策については、平成21年度補正予算において社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などを都道府県に設け、その整備を促進するとともに、当該整備に係る機構の融資については、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施しています。

当該基金等については、平成26年度をもって終期とされていますが、消防法施行令の一部改正に伴い、社会福祉施設等において、原則、延床面積に関わらずスプリンクラーを設置することが義務化されたところです。

これを受けて、平成28年度においても、引き続き、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	90%	同 左	70~80%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利▲0.5% (6年目以降) 基準金利同率~ 基準金利+0.5%		基準金利同率~ 基準金利+0.5%
取扱期間	平成27年度まで	<u>平成28年度まで</u>	—

※ 国又は都道府県等からの補助を受けずに整備を行うものについても対象とします。

(6) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

社会福祉施設等の高台移転整備については、平成24年度補正予算において社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金などを都道府県に設け、その整備を促進するとともに、当該整備に係る機構の融資については、優遇融資（無利子、融資率引き上げ、二重ローン対策）を実施しています。

平成28年度においても、社会福祉施設整備等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び次世代育成対策施設整備交付金等において、高台移転整備事業が補助対象となることから、機構の融資についても、当該整備につき、国又は都道府県等からの補助がある場合にあっては、引き続き、優遇融資（無利子、融資率引き上げ、二重ローン対策）を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	95%	同 左	70~80%
貸付利率	無利子		基準金利同率~ 基準金利+0.5%
取扱期間	平成27年度まで	<u>平成28年度まで</u>	—

※1 二重ローン対策についても引き続き同様に実施します。

※2 国又は都道府県等からの補助を受けたものに限りです。

(7) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

アスベスト（石綿）対策については、平成18年度からアスベスト対策を円滑に進めるため、当該整備に係る機構の融資について、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施しています。

当該対策については、政府全体の取組みの一環として「社会福祉施設等における吹付けアスベスト使用実態調査」を実施しフォローアップを実施しており、平成26年1月に公表された調査結果において、アスベスト対策を講じる必要のある社会福祉施設等があることが判明しているところです。

これを受けて、平成28年度においても、引き続き、融資率及び貸付利率を優遇する融資を実施します。

※ **太字下線部分を変更**

区 分		【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度	
融資率	・ 特定有料老人ホーム ・ 営利法人が行う 在宅サービス事業等	75%	同 左	70%	
	・ 上記以外の事業で通常の 融資率が75%の事業	80%		75%	
貸付利率	・ 保育士養成施設、営利法人 が行う在宅サービス事業等 通常の利率が基準金利+0.2 %以上の事業	基準金利+0.1%		同 左	基準金利+0.2% 基準金利+0.5%
	・ 介護関連施設	基準金利+0.05%			基準金利+0.1%
取 扱 期 間		平成27年度まで	平成28年度まで	—	

Ⅲ 貸付条件の改正（医療貸付事業）〈平成28年度から適用〉

◎ 新規事項

- (1) 地域医療構想支援資金の創設
- (2) 指定訪問看護事業に係る融資内容の見直し
- (3) 融資額の所要額による算定方法の見直し
- (4) 都市部における民有地等の借地を利用した介護老人保健施設の整備に係る優遇融資
 - ① 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資〔土地取得資金〕
 - ② 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する融資〔設置・整備資金〕

◎ 継続事項

- (5) 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る融資条件の優遇融資
- (6) 持分なし医療法人へ移行するための経営安定化資金に係る融資条件の優遇融資
- (7) 医療施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇融資
- (8) 介護老人保健施設の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇融資

(1) 地域医療構想支援資金の創設

《取扱期間》
平成37年度まで

医療介護総合確保推進法により、現在（平成27年度から）、都道府県では「地域医療構想」の策定をすすめているところです。

今後、都道府県では、地域医療構想を踏まえ、更なる機能分化を推進することが求められていることから、地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が、安定的な運営を引き続き行っていただけるよう、新たな融資制度を創設しました。

区 分	【 制度内容 】
貸付限度額	【病院】5億円 【診療所】3億円
償還期間（据置期間）	10年以内（4年以内）
償還方法	元金均等償還・元利均等償還
貸付利率	基準金利（10年）+0.8%
取扱期間	平成37年度まで

※1 制度の利用にあっては、地域医療構想の達成に向けた取組みを実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院及び診療所に限ります。

※2 償還期間によって、据置期間は異なります。

(2) 指定訪問看護事業に係る融資内容の見直し

《取扱期間》
恒久

地域医療構想等の計画の実現及び地域包括ケアの推進において、訪問看護は、その役割や担い手として、一層重要になっていくものと考えます。

このため、指定訪問看護事業に係る融資メニューを見直し、「設置・整備資金（建築資金及び機械購入資金をセット）」を設け、貸付条件も改善しました。

※ **太字下線部分を変更**

区 分	【 現 行 】	【 改正後 】
償還期間 (据置期間)	[建築資金] 7年以内(1年以内) [機械購入資金] 5年以内(6月以内)	[設置・整備資金] <u>7年以内(1年以内)</u>
貸付限度額	[建築資金] 100万円 [機械購入資金] 200万円	[設置・整備資金] <u>500万円</u>
貸付利率	[建築資金] 基準金利(10年)+0.1% [機械購入資金] 基準金利(5年)+0.8%	[設置・整備資金] <u>基準金利(10年)+0.5%</u>
融資額の 算定方法	[建築資金] 所要額の70% [機械購入資金] 購入価格の80%	[設置・整備資金] <u>所要額の80%</u>

※ 長期運転資金については、現行から変更はありません。

(3) 融資額の所要額による算定方法の見直し

《取扱期間》
恒久

平成27年度から、病院・診療所・介護老人保健施設・助産所については、貸付金額の算出方法を所要額に融資率を乗じる方法に見直しています。

平成28年度から、医療従事者養成施設及び土地取得資金についても、同様の算出方法としました。これにより、医療貸付事業については、全ての施設・融資メニューにおいて、所要額による算出方法となりました。

【医療従事者養成施設】（新築資金、増改築資金）

※ **太字下線部分を変更**

区分	【現行】	【改正後】
融資額の算定方法	[看護師・准看護師] 標準建設費の80% [その他] 標準建設費の70%	[看護師・准看護師] 所要額 の80% [その他] 所要額 の70%

【土地取得資金】

区分	【現行】	【改正後】
融資額の算定方法	融資対象面積×標準土地取得（整備）単価 ×施設ごとの融資率	所要額 ×施設ごとの融資率（※）

※ 建築資金の融資率と同じです。

(4) 都市部における民有地等の借地を利用した介護老人保健施設の整備に係る優遇融資

① 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資〔土地取得資金〕

平成27年度から都市部における民有地や公有地の借地を利用する介護老人保健施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金について、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて整備を行う場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、融資率を引き上げる優遇融資を実施しています。

今般、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部における介護施設の整備を加速化させる観点から、国有地をより積極的に活用することとされたため、機構の融資についても、従前の融資率の引き上げなどに加えて、貸付利率を引き下げる優遇融資を実施します。

〈優遇融資の対象事業〉

介護老人保健施設であって、地域医療介護総合確保基金や都道府県等からの補助を受けて整備する事業が対象

〈優遇融資の内容〉

※ 太字下線部分を拡充

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	90% 《 取扱期間は平成37年度まで 》	同 左	70%
貸付利率	—	当初10年間基準金利▲0.5% (11年目以降は通常利率) 《 取扱期間は平成32年度まで 》 <small>貸付利率の優遇融資は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県で整備する場合に限りです。</small>	基準金利+0.1% (通常利率)

② 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する融資【設置・整備資金】

今般、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部における介護施設の整備を加速化させる観点から、国有地をより積極的に活用することとされたため、機構の融資についても、次の対象地域における借地に介護老人保健施設を整備する場合には、融資率を優遇する融資を実施します。

《優遇融資の対象事業》

対象施設	対象地域
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県又は指定都市若しくは中核市 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 </div> ○ 福岡県

《優遇融資の内容》

※ **太字下線部分を変更**

区分	【現行】	【改正後】
融資率	70%	<u>90%</u>

※ 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階建以上である場合に限りです。

(5) 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

平成21年度補正予算において、火災発生時に自力での避難困難者が多く入所している介護施設等の防火対策のための優遇融資を実施し、以降、毎年度制度を継続しています。

平成28年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
貸付限度額	所要額の90%	同 左	所要額の70%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利▲0.5% (6年目以降) 基準金利+0.1%		基準金利+0.1%
取扱期間	平成27年度まで	平成28年度まで	—

※ 国又は都道府県等からの補助を受けずに整備を行うものについても対象とします。

(6) 持分なし医療法人へ移行するための経営安定化資金に係る 融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

平成26年度予算において、持分なし医療法人への移行を支援するための経営安定化資金を創設し、以降、毎年度制度を継続しています。

平成28年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
貸付限度額	2.5億円	同 左	1億円
償還期間 (据置期間)	8年以内 (1年以内)		7年以内 (1年以内)
取扱期間	平成27年度まで	<u>平成28年度まで</u>	—

※ 通常の経営安定化資金との併用はできません。

(7) 医療施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

平成21年度補正予算において、病院及び介護老人保健施設の耐震化整備にかかる優遇融資を実施し、以降、毎年度制度を継続しています。

平成28年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

◆ 病院 ◆

※ **太字下線部分を変更**

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
貸付利率	(当初5年間) 基準金利▲0.5% (6年目以降) 基準金利同率	同 左	[病床不足地域] 基準金利同率 [病床充足地域] 基準金利+0.5%
取扱期間	平成27年度まで	平成28年度まで	—

◆ 介護老人保健施設 ◆

区分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
貸付 限度額	所要額の90%	同 左	所要額の70%
貸付利率	(当初5年間) 基準金利▲0.5% (6年目以降) 基準金利+0.1%		基準金利+0.1%
取扱期間	平成27年度まで	平成28年度まで	—

※1 国又は都道府県等からの補助を受けたものに限りませう。

※2 対象の資金は、新築資金及び増改築資金に限りませう。

(8) 介護老人保健施設の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》
平成28年度まで

平成24年度補正予算において、高台移転整備事業にかかる優遇融資を実施し、当該事業で、既往債権と二重ローンになる場合は返済猶予や償還期間延長等の取り扱いを実施しています。

以降、毎年度制度を継続し、平成28年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
貸付 限度額	所要額の95%	同 左	所要額の70%
貸付利率	(当初5年間) 7.2億円以内 無利子 7.2億円超 基準金利▲0.9% (6年目以降) 基準金利▲0.9% (8年目以降) 基準金利同率		基準金利+0.1%
取扱期間	平成27年度まで	平成28年度まで	—

- ※1 二重ローン対策についても引き続き同様に実施します。
- ※2 国又は都道府県等からの補助を受けたものに限りします。
- ※3 対象の資金は新築資金及び増改築資金に限りします。

Ⅳ 貸付制度の見直し（福祉・医療貸付事業）《平成28年度から適用》

◎ 福祉医療貸付事業における経営に必要な資金の融資の見直し

償還期間1年未満の経営資金（長期運転資金）を融資対象から除外

福祉医療機構では、国の福祉医療政策に応じて、継続的に融資対象の見直しを実施しているところです。

平成28年度においては、民業補完を推進する観点から、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時におけるセーフティネットとしての融資を除き、償還期間を1年未満とする経営に必要な資金への融資を融資対象から除外する見直しを実施します。

《貸付制度の見直しの内容》

※ 太字下線部分を見直し

区分	【現行】	【見直し後（平成28年度から）】
福祉貸付事業 （経営資金）	3年以内	3年以内 <u>（1年未満は融資対象から除外）</u>
医療貸付事業 （長期運転資金）	3年以内	3年以内 <u>（1年未満は融資対象から除外）</u>

※1 上記の見直しについては、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時におけるセーフティネットとしての融資を除きます。

※2 上記の償還期間は基本的な償還期間です。機構が認めた場合など上記の償還期間によらないものがあります。

◆ お問い合わせ先 ◆



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域
 (西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293